

「口腔健康管理地域支援リーダー」事業 実施要領

公益社団法人兵庫県歯科衛生士会

事業目的

地域包括ケアシステムの進展に伴い、在宅及び施設等の療養者の口腔健康管理を推進するため、県下において専門的な実践力・指導力を持つ歯科衛生士を「口腔健康管理地域支援リーダー」として登録し、多職種と連携し、県下各地域で在宅及び施設療養者等の口腔健康管理が安定して提供できる体制を整備する。

口腔健康管理地域支援リーダーの概要

名 称	兵庫県口腔健康管理地域支援リーダー
1 要件	<ol style="list-style-type: none">1 県内に居住、又は勤務していること2 日本国の歯科衛生士免許を有しており、口腔健康管理の実務経験が通算5年以上ある者3 率先して在宅・施設等における口腔健康管理に取り組むほか、口腔の健康管理の推進に関する施策又は事業に必要な協力ができること4 次のいずれかに該当すること<ol style="list-style-type: none">(1) 日本歯科衛生士会「在宅療養指導・口腔機能管理」もしくは「摂食嚥下リハビリテーション」の認定を有する者(2) 卒後研修必修プログラムの全課程修了者(3) 日常的(週1回以上)に在宅・施設等の口腔健康管理に携わっており兵庫県歯科衛生士会会長及び支部長から推薦された者(4) 日常的(週1回以上)に在宅・施設等の口腔健康管理に携わっており兵庫県歯科医師会及び郡市区歯科医師会から推薦された者
2 登録	上記の者を対象に県歯科衛生士会が研修を行い、その受講修了者に対し、兵庫県歯科衛生士会及び健康増進課で登録証を発行する
3 任期	5年(再任を妨げない)
4 主な活動	<ol style="list-style-type: none">1 研修会、講演会等に積極的に参加し、リーダーとしての資質向上に努めること2 活動を通じて得た口腔健康管理に関する情報、事例について関係機関等と相談の上、個人情報守秘義務等に配慮し、意見等の情報発信、及び交換を積極的に行う3 口腔健康管理を学びたい歯科衛生士の育成のため、積極的に指導を行う4 多職種への口腔健康管理の普及を積極的に行う5 その他、口腔健康管理を推進するために必要なこと
5 活動報告	年1回、活動内容について書面(規定様式)で報告する。